

こんな消費者トラブルにご注意ください！

架空請求詐欺、点検商法、送りつけ詐欺・悪質商法の手口はどんどん巧妙化しています。中には、公的機関や大手企業に名称を似せて活動する悪質業者もあるようで、郡上市の消費生活相談窓口においても同様の相談が数件ありました。

今月号では、市に寄せられた相談ケースの中から、全国的にも多発している事例とその対処法について紹介します。

裁判所や訴訟仲介センターを名乗る不審なハガキ

■事例：Aさんの自宅に「民事訴訟裁判通達書」というハガキが届いた。ハガキには「貴方に對する民事訴訟裁判の訴状が提出されました。貴方から連絡がされました。貴方から連絡がない場合は、動産物・不動産物差し押さえの強制執行となります」と記載されている。

★対処法★

裁判所を名乗り、「訴状が提出された」「未払い金が存在する」などの内容で手紙が無差別に送られてくることがあります。「民事訴訟」「裁判通達」など専門用語を並べることで受け取り手の恐怖心をあおり、指定の連絡先へ電話をかけさせるよう仕向けるのが代表的な手口です。また、「○○仲裁相談センター」「○○紛争処理センター」といった中立的な公

的機関を思わせる名称を用いるのも特徴です。指定された連絡先に電話をかけてみると、言葉巧みにお金を支払うよう誘導してきたり、支払いを催促する電話が執よつにかかる可能性があります。呼出状や支払督促のような、裁判に関する重要な通知は「特別送達」という特殊な方法で配達されます。これは、郵便局員が配達先へ直接書類を手渡した上で、受取人が「特別送達報告書」に署名と押印をする、という手続が必要なものです。裁判所からの通知がハガキのような簡易的な方法で送られてくることはありませんので、もし事例のような文書をハガキや普通郵便で受け取った場合は無視をするようにしましょう。

本物かどうか分からぬ場合など、法律の専門職や消費生活相談窓口に相談してください。

電気設備点検業者を装った詐欺

■事例：Bさんの自宅に電気設備点検業者を名乗る電話が入り、「点検のために近日中にご自宅を訪問したい」と言われた。Bさんが電話のナンバーディスプレイを確認すると電話番号表示が「非通知」となっていたため、なぜ非通知で電話をかけてくるのか業者に聞いたところ、電話が切れた。

★対処法★

事例のような電話をきっかけに、業者が自宅を訪問して「配電盤が汚れているため掃除をしないと故障の原因になる」などと言い、点検料や清掃料と称して高額な料金を請求する詐欺があるようです。電気設備の通常の点検は、電力会社から委託を受けた電気保安協会等の法に基づく登録調査機関が無料で行うことになっており、修理や清掃が必要と言つてその場で費用を請求することはできません。

トラブルを防ぐために、事例のような非通知設定の電話には用心し、少しでも相手の対応が怪しいと感じたら、連絡先を聞

多重債務無料相談会		
▼日時…10月11日(土)、12月13日(土)、平成27年2月21日(土)※いずれも午後1時～午後4時		
▼場所…岐阜県県民生活相談センター	(岐阜市薮田南5-14-53 ふれあい福寿会館内)	
▼相談対応…弁護士、司法書士 等		
▼相談方法…面接相談【要予約】=時間は1人30分。予約受付は前日までに電話で申込みください。		
▼予約・問い合わせ…岐阜県県民生活相談センター	☎058-277-1003	

言葉巧みに消費者の不安をあおって冷静な判断ができない状況を作り、高額請求に発展させる事例が多発しています。身に覚えのない不審な手紙や電話を受けた場合は、消費生活相談窓口にご相談ください。

いてあらためて電話をする、家族や知人と相談してから回答するなどして、すぐに返答をしないように心がけましょう。また、突然業者の訪問を受け、点検料等を請求された場合は、相手に従業員証の呈示を求め、支払いをする前に電力会社や電気保安協会等に確認しましょう。

窓口	電話番号	受付日
消費者ホットライン	0570-064-370 (全国共通番号)	年末年始を除く毎日（ガイドンスに従って操作すると、お近くの相談窓口につながります）
岐阜県県民生活相談センター	058-277-1003	月～金曜日：午前8時30分～午後5時 土曜日：午前9時～午後5時（電話のみ） ※祝日・年末年始を除く
岐阜県中濃振興局振興課	0575-25-3111	月・火・木・金曜日：午前8時30分～午後4時15分※土日・祝日・年末年始を除く
郡上市役所総務課またはお近くの各振興事務所振興課	67-1832 (内線1353) ほか	月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く